令和７年第１回

刈谷知立環境組合議会定例会会議録

令 和 ７ 年 ３ 月14日

議事日程第１号

令和７年３月14日（金）

午前10時00分開議

日程第１		会議録署名議員の指名について
日程第２		会期の決定について
日程第３	議案第１号	議員報酬額、報酬額及び費用弁償額並びにその支給方法に関する条例の一部改正について
日程第４	議案第２号	特別職に属する職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第５	議案第３号	令和７年度刈谷知立環境組合一般会計予算
日程追加１	議員提出	
	議案第１号	刈谷知立環境組合議会個人情報保護条例の一部改正について

出席議員（１５名）

１番	揚張慎一	２番	伊藤愛恵
３番	岩城道雄	４番	稲垣雅弘
５番	上田昌哉	６番	兼子義信
７番	近藤澄男	８番	城内志津
９番	小林昭弐	１０番	外山鉱一
１１番	中嶋祥元	１２番	柴田勝
１３番	松永寿	１４番	山本シモ子
１５番	山崎りょうじ		

欠席議員（０名）

説明のため議場に出席した者（５名）

管理者	稲垣武	副管理者	石川智子
会計管理者	浅岡剛司	所長	鷹羽和久
業務課長	高須孝明		

職務のため議場に出席した事務局職員（５名）

課長補佐兼焼却施設係長	早川俊治	課長補佐（総務担当）兼総務係長	岡田和秀
専門員	清水淳矢	主任主査	小池怜央
主任主査	岡本和幸		

午前10時00分　開会

○議長（外山鉱一）

ただいまから令和７年第１回刈谷知立環境組合議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、過日送付しました議事日程表のとおりですので御了承願います。

○議長（外山鉱一）

次に、日程第１、会議録署名議員の指名についてを議題とします。

会議規則第72条の規定により、会議録署名議員については、３番　岩城道雄議員、12番　柴田勝議員の両議員を指名します。

○議長（外山鉱一）

次に、日程第２、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本会議の会期は本日１日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（外山鉱一）

異議なしと認めます。

よって、会期は１日間と決定しました。

○議長（外山鉱一）

次に、日程第３及び日程第４、議案第１号　議員報酬額、報酬額及び費用弁償額並びにその支給方法に関する条例の一部改正について、及び、議案第２号　特別職に属する職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についての２議案を一括して議題とします。

２議案の説明を願います。

○議長（外山鉱一）

所長。

○所長（鷹羽和久）

議案書１ページをお願いいたします。

議案第１号　議員報酬額、報酬額及び費用弁償額並びにその支給方法に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

なお、本議案及び２ページの議案第２号の２議案は、人事院の勧告等に鑑み、改正をお願いする

ものであります。

それでは、議案書１ページの議案第１号について、条文に沿って御説明申し上げます。

第２条第１号中、報酬を組合議会議員について、月額6,400円を月額6,700円に、同条第２号中、識見を有する者のうちから選任された監査委員について、月額6,400円を月額6,700円に、同条第３号中、情報公開・個人情報保護審査会委員について、日額9,000円を日額9,400円に、同条第４号中、行政不服審査会委員について、日額9,000円を日額9,400円に、同条第５号中、臨時又は非常勤の顧問、調査員、嘱託員及びこれに準ずるものについて、年額21万6,400円以内又は日額6,400円以内を、年額22万6,400円以内又は日額6,700円以内に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和７年４月１日から施行するものでございます。

提案理由といたしましては、人事院の勧告等に鑑み必要があるからでございます。

続きまして、議案書２ページをお願いいたします。

議案第２号　特別職に属する職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

第２条中、給与月額を管理者について6,400円を6,700円に、副管理者について6,400円を6,700円に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和７年４月１日から施行するものでございます。

提案理由といたしましては、人事院の勧告等に鑑み必要があるからでございます。

以上でございます。

○議長（外山鉱一）

ただいまの説明に対する質疑、討論を行います。

14番　山本シモ子議員。

○14番（山本シモ子）

ただいま説明がありましたので、質疑に入りたいと思います。

まず、議案第１号　議員報酬額、報酬額及び費用弁償額並びにその支給方法に関する条例、第２号の特別職に属する職員の給与及び旅費に関する条例です。人事院勧告に基づいての引き上げ、これは本体の刈谷市役所でも12月議会で審議をし、採択されたというところで、認識はそのようにしてありますが、そこでお聞きをします。第１号は当然、私たち、この議会に参加する議員の報酬です。２号が特別職に属するというふうになっています。特別職とは、議員はおのずとはっきりするわけですが、では特別職とは誰なのかということが１点、それから新旧対照表からいきますね。先ほどの所長の説明の中では、条文を読み上げていくものになっているので、なかなか分かりにくいですが、新旧対照表で見ると、（３）、（４）の日額となっています。それが必要に応じて開催、招集するということなのか、開催、招集は誰がやるのか、そして開催の事例があるのか、日額ですの

で、その招集されたときのみの手当なのかということの確認。

次ですけれども、（５）が臨時または非常勤の顧問。顧問とはなんですかね。調査員、嘱託員及びこれに準ずるもの。準ずるものには年額226,400円以内または日額6,700円以内。以内なので超えないということには、当然理解はできますが、分かりにくいなと思って。（５）については、環境組合で支払いの事例があるのか、どういう方を指すのかということの確認。

次ですけれども、先ほども触れたのですが、私達、市役所本体のところでは、人事院の勧告に基づいてという意見が、議員も特別職も市職員もということで、提案があり採択されたと思うのです。提案理由が同じなので、そういうことになるのですが、確認をさせていただきます。１回目は以上です。

○議長（外山鉱一）

業務課長。

○業務課長（高須孝明）

特別職につきましては、管理者及び副管理者のことでございまして、管理者は刈谷市長、副管理者は知立市長となっております。続きまして、情報公開・個人情報保護審査会は、情報公開請求や個人情報の開示等の請求に対して、組合が行った決定について、審査請求があった場合に、組合からの諮問を受けて開催することとなっています。

なお、毎年４月、５月頃に前年度の情報公開請求及び情報開示請求の実績について、報告をしております。

行政不服審査会は、情報公開請求や個人情報の開示等の請求に対して、組合が行った決定等について、審査請求があった場合に、組合からの諮問を受けて、法令解釈を含めた処分の妥当性を公平・中立な立場で審査を行うものでありますが、ここ数年の実績はございません。

続きまして、臨時又は非常勤の顧問、調査員、嘱託員及びこれに準ずるものとしては、組合の運営におきまして、専門的な知識経験などを有する者を臨時的に任用する際を想定しておりまして、報酬の上限額を定めているものでございます。

過去の事例におきましては、指定管理者の選定委員会の委員などが該当しておりまして、日額6,400円を支給しております。

人事院勧告等につきましては、前回の改定時の平成８年度においても同様でございましたが、人事院勧告等の内容を踏まえた、刈谷市の算定による改定率を参考に、報酬等を決定しておりまして、今回も同様の対応を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（外山鉱一）

山本シモ子議員。

○14番（山本シモ子）

最後に触れたのは、人事院勧告に基づき提案するという、鑑み必要があるからというところ、改めて確認ですけれども、そこは触れませんでしたが、そういうことなのです。そこは、なぜきちんと確認していかなければいけないかということは、実は知立市のことはよく分からない。刈谷市では今議会に、最終本会議が24日になっていますが、今議会には刈谷市報酬審議会からということで、６月、12月等の期末手当にかかる差額ですね。その辺を埋めるという形で、刈谷市報酬審議会から、また引き上げの提案が12月にあり、12月は人事院勧告、今回は市報酬審議会からということで引き上げが提案されているのですが、結局こちらも今回は人事院勧告ですが、次にまたそういう必要性の提案も出てくるのか。次は６月議会になるわけですが、後追いになるので、そういうことがあるのかどうかということを、今後の提案になるので申し訳ないのですが、考えられることなのかどうかということも１点確認したいと思っています。私が質疑した内容のところでは、（３）（４）については実績がないということでしたのでということで確認をしました。今のところは、今回の人事院勧告、次は報酬審議会。でもこれは刈谷市報酬審議会なので、ここは刈谷知立環境組合、どういう扱いになるのかなというところが見えてこないので、これから見えるのかどうかも分からないので、その辺の考え方をお聞かせください。

○議長（外山鉱一）

業務課長。

○業務課長（高須孝明）

これは先ほど答弁いたしましたように、刈谷市の算定による改定率を参考に報酬を決めておりまして、報酬審議会等の関係はなく、今回の改定で終わりでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（外山鉱一）

山本シモ子議員。

○14番（山本シモ子）

そこはそのようにしか言えないんだというようなことですよね。次が出てくるということを、少し情報として確認しておかなくてはいけないのかなと。立て続けにこの引き上げなのかなという確認でしたが、出せないということだということだと思います。

それでは、今回、第１号と第２号についての討論をさせていただきたいのですが、質疑でも分かるように、まるで現実社会から逃避しているかのような引き上げですので、今、社会がどうなっているのかというところが、汲み尽くされてないのか、少しそこら辺が距離が本当にあります。そもそも人事院とは、戦後、公務員の労働者の権利を奪うことを目的に作られた機関です。だから公務員の給与等の引き上げは、この人事院勧告に基づくしかないという、労働者、地方公務員、行政職

は団結権を奪われているわけですから、こういうことになるわけですが、戦後の公務員労働の賃金は本当に低く、お上職のようになっていたっていうところもあり、低いけれども戦後の荒廃した、そういうところの復興に努力をしてきたというところだと思います。まさに住民サービスに向けて、ボランティアのような仕事に就いていた歴史があります。戦後の復興の中で、民間労働は賃金が上がっていく環境になりました。公私格差の是正、公私格差、公と私の公私格差の是正、こういう民主的な運動の人たちが、働く者が報われる社会へと、運動を重ね重ね、そして公務員労働の賃金は上がってきました。徐々に徐々に上がってくる環境が作られてきました。今、だから公務員が低いとは言われないでしょう。安定しているというところもあります。市民の暮らしに押し寄せる物価高騰に報われている現状です。毎月のように2000品目が上がるなどというニュースが流れます。３月も上がりました。夕方に買い物の風景は、商品を手にして見つめて、元に戻す人。はあという表情でかごに商品を入れる人。知り合いに会えば、高いね、何でも高いねと怒りの会話しか出てきません。今回の提案は、その私達はそういう市民の暮らしを守らなければならないと働く私達と特別職等の引き上げになっており、このような社会情勢を鑑みれば、引き上げなければならない現在の報酬ではないといえます。行政に保障されたかのような人事院勧告をもっての報酬の引き上げは、容認できるものではありません。

よって、議案第１号　議員報酬額、報酬額及び費用弁償額並びにその支給方法に関する条例の一部改正、議案第２号　特別職に属する職員の給与並びに旅費に関する条例の一部改正についての２議案に反対を表明します。

○議長（外山鉱一）

８番　城内志津議員。

○８番（城内志津）

では、議案第１号　議員報酬額、報酬額及び費用弁償額並びにその支給方法に関する条例の一部改正についてと、議案第２号　特別職に属する職員の給与並びに旅費に関する条例の一部改正について、伺ってまいります。

まず１回目なんですけれども、なぜ今回引き上げるのかというところについて、その理由について詳しくご説明をお願いしたいところなんです。人事院勧告等に鑑みる必要があるからということをおっしゃっているのだけれども、今まで人事院勧告によって、知立、刈谷の両市の報酬等が引き上がっても、環境組合の議員の報酬は上がってこなかったわけだから、そんな中で、なぜ今回引き上げたのかということも分かるよう御説明いただきたいと思います。何年ぶりの引き上げになるのでしょうか。その点についてもお答えいただきたいと思います。

また、単独でごみ処理施設を運営している自治体というのは組合議会がありませんから、各自治体で支給されている本来の議員報酬の中で、事業のチェックをしているわけです。そもそも組合議

会が設置されているからといって、報酬を定めなければいけないという根拠というのはあるのでしょうか。その根拠を教えてください。

１回目の質疑を終わります。

○議長（外山鉱一）

業務課長。

○業務課長（高須孝明）

順番は前後しますが、お答えさせていただきます。

組合議会の議員の報酬は、地方自治法第203条、その他の報酬は同法第203条の２、管理者及び副管理者の報酬は同法第204条のそれぞれの規定により、条例で定めることとされております。

改定の理由につきましては、前回の改定時の平成８年度において、人事院勧告等の内容を踏まえた刈谷市の算定による改定率を参考に報酬等の改定を行っており、今回も同様の対応を行うことから、議案の提案理由を人事院勧告等とさせていただいております。

今回は、4.63％の引き上げが適当であるということでしたので、それに合わせて改定するものでございます。

以上でございます。

○議長（外山鉱一）

城内志津議員。

○８番（城内志津）

ちょっと答弁漏れかなと思うのですけれども、２回目の質疑の中で、再度お答えいただきたいと思いますが、組合議会がない市町もある中で、今回、組合議会は刈谷知立でこうやって行うところはあるものですから、そこで確かに報酬を定めている組合が多い中で、でもそうではない議会もあるものですから、組合議会が設置されているからといって、なぜ報酬を定めなければいけないかっていう根拠について教えていただきたいです。少し、今の説明からだと根拠は分からなかったところなんです。お願いいたします。

２回目なのですけれども、議案第１号に関する新旧対照表を見ますと、議員や各委員、非常勤等の報酬について５つの区分が示されていますが、この区分ごとに、職務内容、会議の回数、委員に選出されているのはどのような立場の人なのかについて、御説明をいただきたいと思います。

また、議案第２号の管理者と副管理者については、先ほど山本議員のところでも答弁されていましたが、管理者は刈谷市長が、副管理者は知立市長が着任されることが慣例となっておりますけど、年に３回の定例会以外にはどのような職務をこなしてみえるのか。また会議に出席している回数についても教えてください。定例会以外の会議です。

また、議員と管理者、副管理者の報酬額等について、特にこの点ですよね。他の委員についても

同様ですけど、県内の衛生または環境組合議会と比較してみたことはあるかどうかについてお答えください。

２回目、以上です。

○議長（外山鉱一）

業務課長。

○業務課長（高須孝明）

管理者及び副管理者の報酬につきましては、月額6,400円という金額でございますが、平成８年度に改定されております。これは組合における管理者及び副管理者の業務は、市と比べて日常的に発生しているものではないことから、刈谷市の非常勤特別職の報酬額の最低額と同額としておるところでございます。

続きまして、情報公開・個人情報保護審査会につきましては、先ほどと繰り返しになりますが、情報公開請求や個人情報の開示等の請求に対して、組合が行った決定等について審査請求があった場合に、組合からの諮問を受けて開催することとなっておりまして、委員は税理士１名、弁護士２名、大学教授２名の５名でございます。

なお、毎年４月頃に前年度の情報公開請求及び個人情報開示請求の実績について報告をしているところでございます。行政不服審査会は、情報公開請求や個人情報の開示等の請求に対して、組合が行った決定について、審査請求があった場合に、組合からの諮問を受けて、法令改正等を含めた処分の妥当性を、公平中立な立場で審査を行うものでありまして、委員は税理士１名、弁護士１名、大学教授１名の３名でありますが、ここ数年の開催実績はございません。

臨時又は非常勤の顧問、調査員、嘱託員及びこれに準ずるものにつきましては、組合の運営において、専門的な知識経験などを有する者を臨時的に任用することを想定しております。過去の事例におきましては、令和５年度における指定管理者の選定委員会の委員が該当しておりまして、学識経験者１名、各種団体の代表者５名、両市及び組合職員３名の９名であり、計３回の委員会を開催しております。

管理者、副管理者の職務、会議等につきましては、回数については数えておりませんが、今回の議会に関係するような予算の策定状況、及び議会の内容及び決算の内容、あるいは計画を策定、あるいは行事等を行う際の事前説明等でございます。

以上でございます。

○議長（外山鉱一）

城内志津議員。

○８番（城内志津）

３回目で討論もまとめて行いますけれども、今、２回目の質疑の中で答弁漏れがあったので、私

が討論した後、答えていただきたいのだけれども、報酬額等について県内の衛生または環境組合議会と比較してみたことはありますかというところです。比較してみたことがあるのかないのかについてお答えいただきたいと思います。

また、３回しか質疑できないので、討論に入っていくのですけれども、賃上げや物価変動など社会情勢と照らし合わせたとしても、平成８年以来引き上げということだから、30年ぶりということで、そうであろうが、議員と管理者、副管理者の報酬額等については引き上げる必要性が全く見当たらないため、反対といたします。そもそも、当組合議会の議員と、管理者、副管理者の報酬額等が高過ぎます。広域でごみ処理施設を運営している組合の金額を確認しました。年額で比較しますと、当組合は議員、管理者、副管理者は、年額にすれば７万6,800円になるのですけれども、他の組合よりも２万8,800円から７万6,800円も高いです。今回の引き上げ案により、年額4,200円増えますから、３万3,000円から８万1,000円と、その差はさらに広がります。

また単独でごみ処理施設を運営している自治体には組合議会はなく、他の事業の中の一事業としてチェックしておりますので、ごみ処理の運営に対する報酬などはもちろん支給されていませんし、組合議会を設置していても、議員、管理者、副管理者に支給していない組合もあるのです。到底こんな物価高騰で市民生活苦しいですし、引き上げそのもの自体は、市民理解が得られるとは到底思えません。昨年度も当組合の議会の、城内は議員でしたが、当初予算案や決算認定において、この点を指摘してこなかったことは反省しております。

以上のことから、議案第１号、第２号への反対討論とします。お願いします。

○議長（外山鉱一）

業務課長。

○業務課長（高須孝明）

失礼いたしました。他の一部事務組合との比較につきましては、刈谷市の報酬の金額を参考としておりますので、特には行っておりませんので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（外山鉱一）

上田昌哉議員。

○５番（上田昌哉）

質問はないです。刈谷市議会において、私が所属する清風クラブにおいて、議員報酬と特別職の報酬というところは、選挙で選ばれた４年間固定でというところで、人事院勧告に関してずっと反対してきているので、これにその整合性を取るためにということで、他の委員さんも、今回の議案事項とかに入っているのは申し訳ないのですが、議案１号、２号反対で、議長、お願いします。

○議長（外山鉱一）

ほかに質疑、討論もないように思われますので、これで質疑討論を終わります。

これより採決します。

２議案について、いずれも反対の意見がありますので、１議案ずつ起立採決します。

まず、議案第１号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者　起立〕

○議長（外山鉱一）

起立多数と認めます。

よって、議案第１号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（外山鉱一）

次に、議案第２号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者　起立〕

○議長（外山鉱一）

起立多数と認めます。

よって、議案第２号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（外山鉱一）

次に、日程第５、議案第３号　令和７年度刈谷知立環境組合一般会計予算を議題とします。

本案の説明を願います。

○議長（外山鉱一）

所長。

○所長（鷹羽和久）

予算書及び予算説明書の３ページをお願いいたします。

議案第３号　令和７年度刈谷知立環境組合一般会計予算について、ご説明申し上げます。

第１条、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ20億3,061万4,000円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表、歳入歳出予算によるとするものでございます。

４ページをお願いいたします。

第１表、歳入歳出予算の歳入でございます。

１款分担金及び負担金は、刈谷市及び知立市からの分担金で、15億9,218万7,000円でございます。

２款使用料及び手数料は、ごみ処理手数料などで、１億9,708万2,000円でございます。

３款繰越金は、前年度からの繰越金で、3,000万円でございます。

４款諸収入は、売電電力料金収入などで、２億1,134万5,000円でございます。

以上、歳入合計は20億3,061万4,000円でございます。

５ページをお願いいたします。

歳出でございます。

１款議会費は、組合議会の運営に要する費用で、226万4,000円でございます。

２款総務費は、組合職員の人件費をはじめ、組合の運営管理に要する費用で、１億2,569万8,000円でございます。

３款衛生費は、クリーンセンター及び余熱ホールの運営管理に要する費用で、18億3,229万1,000円でございます。

４款公債費は、借入金に対する償還元金及び利子で、7,026万1,000円でございます。

５款予備費は、10万円でございます。

以上、歳出合計は20億3,061万4,000円でございます。

次に、主な内容について御説明いたしますので、12ページをお願いいたします。

歳入でございます。

１款１項１目分担金は15億9,218万7,000円で、１節分担金といたしまして、刈谷市が10億2,363万円、知立市が５億6,855万7,000円でございます。

２款２項１目ごみ処理手数料は、一般家庭以外から搬入されるごみの焼却、破砕、処理をする手数料で、１億9,600万円を見込んでいます。

14ページをお願いいたします。

４款１項１目雑入は２億1,134万5,000円で、主なものは売電電力料金の１億9,000万円で、昨年度より1,000万円の減額を見込んでおります。

次に、歳出の主な内容につきまして御説明いたしますので、22ページをお願いいたします。

３款１項１目クリーンセンター管理費は予算額17億5,743万9,000円で、主なものは説明欄の中ほど、包括的運営管理業務委託料といたしまして、クリーンセンターの効率的な運営管理に要する経費14億9,200万円でございます。

当該年度の工事内容の違いから、昨年度と比べて3,700万円減額しており、クリーンセンター管理費全体としては、3,241万8,000円の減額となっております。

24ページをお願いいたします。

３款１項２目余熱ホール管理費は予算額7,485万2,000円で、主なものは説明欄の中ほど、指定管理料といたしまして、プール、トレーニングジムをはじめ、余熱ホールの運営業務に要する経費4,000万円でございます。

また、施設整備工事費につきましては、館内照明及び外灯のＬＥＤ化工事、プール更衣室内床材・洗面台改修工事などの改修に要する経費として2,080万円を計上しており、昨年度と比べて余熱ホール管理費全体としては、50万8,000円の増額となっております。

４款１項公債費は、１目元金、２目利子を合わせて予算額7,026万1,000円で、令和３年度に借りたクリーンセンター改修工事時の起債の元金の支払いが始まることから、昨年度と比べて2,740万7,000円の増額となっております。

なお、26ページ以降に、一般会計給与費明細書、債務負担行為の支出予定額等に関する調書、地方債に関する調書を添付しております。

また、別冊として、令和７年度当初予算主要事業の概要を添付しておりますので、併せて御参照いただきますよう、お願いいたします。

以上でございます。

○議長（外山鉱一）

ただいまの説明に対する質疑、討論を行います。

山本シモ子議員。

○14番（山本シモ子）

それではお願いします。まず、後半部分でも説明がありましたが、公債費についてですが、令和３年度からの借り入れに基づいて返還をするということですよね。この言葉のずれがあったら、また正確に教えてほしいですが、借金をしたわけですので払っていくのですが、この公債費の支払いスケジュールみたいなもの、いつ完了なのか、そして公債費の利率がどうなのかということも、最初にお聞きをしたいと思います。

それから、３款衛生費、余熱ホール管理費、予算の推移ですが、今年度の予算として7,485万2,000円が計上されています。来年度の予算案ですが、今年度とほぼ同じ。２年前の時には２億1,658万6,000円となっております。振り返ると、そのような検証が、予算の推移としても載せてくれていますので、その時と大きな差額があるわけですが、その執行予算、２年前の令和５年度、２億円余の予算の概要を、まずお聞きをするもので、そして今年度、来年度と7,000万円余で運営ができていくということの内容を教えてください。

次ですけれども、指定管理料についてです。主な指定管理料が、余熱ホールを管理運営する指定管理料ということなのです。そこで、指定管理料そのものの２年前、令和５年度なのかな、このときには5,300万円、そして今年度と来年度の予算は4,000万円、1,300万円の大きな減額ということになっていますが、大きい数字だと思うのです。1,300万円を減額した上で今年度運営してくれているということですが、何か運営の形態を見直ししたのか、これはどういう理由からその指定管理料を決定されていくのか、会社との入札のときのいろいろな精査があるのか、改めて詳細にお聞きをします。

ということから、4,000万円ですので、ここで働いている皆さんをケアしなくてはなりません。運営ですので、そういう予算となっているわけです。その指定管理者が、運営する会社の雇用状況

についてお聞きをしたいと思います。まず正規、パート、アルバイト、それぞれの人数と、午前パート、午後パート、いろいろあるかと思うのですが、雇用体系についても把握をしている範囲でお願いします。

○議長（外山鉱一）

業務課長。

○業務課長（高須孝明）

まず公債費につきましては、クリーンセンターの改修時の起債の元金の返済が始まることから増額となっておりまして、借入年度とか利率につきましては、主要事業の概要の８ページをお願いいたします。こちらのところに、元金の欄の組合債残高一覧表がございまして、一番下のごみ処理施設整備事業、令和３年度から18年度というのがございますが、この二つの元金の償還が来年度、令和７年度から始まるということで、その分が元金の予算の増額となっているものでございまして、利率につきましても記載のとおりでございます。また、借入年度と完了年度も記載のとおりとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、指定管理料につきましては、令和６年度からの５年間の指定管理者に選定された事業者の提案が4,000万円であったことから、指定管理料がこの金額となったものでございます。

次に、令和５年度の余熱ホール管理費が、６年度、７年度に比べて多いという理由につきましては、余熱ホールの移動サッシ鉄骨等改修工事の事業費が１億4,300万円であったためでございます。

余熱ホールの従業員ですが、令和７年３月１日時点におきまして、総人数が68名で、そのうち正規社員の人数は18名でございます。

以上でございます。

○議長（外山鉱一）

山本シモ子議員。

○14番（山本シモ子）

返済の経過とそれから今後の計画と利息については、ここで分かりましたので、認識をしました。そこで、そもそもが余熱ホール管理等のことを運営している指定管理者について、もう少し把握をしたいのですが、全体では68名のうち18名が正規だと。それぞれ会社の給料なので、最低賃金をきちんと守っての支給、給与体系だと思いますが、パート、アルバイトの人数についても、残りはそういうことになるわけですよね。雇用体系について、短い時間なのかどうかを、きちんとしたいなと思ったわけです。また、余力があるときにその件はお聞きをしたいと思います。そもそもが、4,000万円で今年度運営してくれているし来年度もそうなんですということになりますが、そうなると、２年前の5,300万円、これはなんでこうだったのかということが分析できなければ、4,000万円で運営できるなら、２年前の5,300万円。1,300万円も減額をしたという理由が少し分からなかっ

たというところを言わなければ、指定管理者なので、入札のときのお手盛りが何かあったのかどうかということも推測するわけですので、疑念が残るなということを少し加えたいと思います。

そこで、プールの利用についてです。この建設時から、65歳以上は半額にするということで立ち上げてきております。私が議員になったときは、ちょうどこのプールができた頃というか、もう少し前ですけどね。ですからプールがあるので、定年になった後に、少しちゃんとしなくちゃいけないから、でも定年が当時60歳でしたので、そうなると500円は高いな、せめて60歳から半額にという声が本当に強くあって、ずっとこの組合議会で参加するたびにそのことも声を上げてきましたが、結論、実現はできておりません。65歳以上の半額というのは、これは踏襲しているわけですので、それで65歳以上半額、子どもは中学生まで200円。幼児が２人目、お母さんが２人、３人連れてくる場合もありますので、２人目からは100円。細かいね。幼児ならいいではないかということだけれども、100円はいただいている。

そこでお聞きをします。今、私が述べたところで、使用料に少し誤差があれば、また答弁の中で訂正していただきたいと思うのですが、確認したところがそういうことでした。高校生です。高校生は、中学生まで200円なので、高校生は大人料金ということになりますね。高校生の利用というのは、認識されているのかどうか。認識されているとすれば、利用の頻度はどうなのか。その辺を少し確認したいと思います。

○議長（外山鉱一）

業務課長。

○業務課長（高須孝明）

高校生の利用状況ですが、大人料金に含まれておりますので、数字は把握しておりませんが、現場でスタッフ等が見ている限りですと、多いときですと10名程度。私もたまに現場を伺いますが、そのときでも３名程度、プールであったり、トレーニングジムであったりで、利用されているのを見たことがあります。

以上でございます。

○議長（外山鉱一）

山本シモ子議員。

○14番（山本シモ子）

最後ですので、もう少しそこは掘り下げていきたいのですが、高校生は15歳を過ぎると高校生、中学生まで200円というので、利用頻度はどうかというと、大体10名程度が利用しているかなという確認をしているということでした。多くはないのですけれども、やっぱり利用者はおります。高校生は収入を持っている方でしょうかということになります。65歳以上を半額、ここはずっと変わらずに、ここは上げるなどということもなくきているわけですから、これは評価したいと思うので

すが、収入を持たない高校生は、やはりここと同じ位置付けにするべきではないでしょうか。子ども中学生まで200円をずっといくのかどうかということも諮っていただきたいですが、だけど高校生は大人料金と確認しました。収入を持たない高校生に、大人料金というのはどうなのかということを、尺度を図るべきではないでしょうかね。65歳以上の半額の、子ども料金の200円を引き延ばしてもいいのですが、せめて同じ65歳での半額の250円、ここを活用したらどうかというのが強い願望に希望になります。物価高騰は先ほどのところも討論でも述べましたが、やはり全国民、全市民にこの物価高騰、重くのしかかっているわけですので、高校生にもそのことは当てはまります。バイトをしている生徒もいるでしょうし、お小遣い制なら、親世代の暮らしがまず突き刺さっていきます。プール行くとか、携帯代とか親がそれを持っているわけになりますので、本当に大変ではないかということを想像しなければならない。私達はそうやって想像しながら、現実社会と照らし合わせて考えていかなければいけないのではないかと、予算を決めるときにもそのことを強く思うのです。余熱を利用した温水プールです。市民の皆さんのごみを燃やして、そこから出た熱をお返ししようというところから、この温水プールが始まった。すごいその当時のその手腕はすごかったなということを、今、改めてこれはここにある事業だし、ここにある施設だと思います。全国にもこのようにして余熱を利用して活用してというところがどんどん広がってくることになるわけですが、刈谷市もその先陣を切ったということだと私は思っていますので、改めてそのようにして作った施設なら、やっぱり市民にお返しする。市民が出したごみによって燃やします。必ず必要な事業になりますのでね、ごみ処分というのは。そこで出た熱を活用しての温水プール。そこではやっぱり収入を持たない高校生も半額程度への実施をするべきだと思いますので、今後の方向性は、私、これは決算のときにも触れてきましたし、今後の方向性なども求めて、今回、提案された予算案については賛成をします。強くそのことは要望とします。

以上です。

○議長（外山鉱一）

上田昌哉議員。

○５番（上田昌哉）

少し予算、質問させていただきますが、読みながら解説しますが、公共施設労務単価、これってね、どんどん上がっていますね。安倍政権発足のときに比べたら、多分２倍近く上がっている。これは、市役所さんの方々も、上がっているなと思っている方いると思いますが、そういう単価が上がったり、建設資材、人件費等も上がり続けている中で、施設の維持管理、推移、今後の見込みはどうかという点と。

次の質問ですが、南海トラフ三連動、これは国の古い資料でいうと、皆さん、死者数が32万3,000人。これはこの前、刈谷市議会でもやったのですが、全壊焼失する建物238万棟。すごい地震

ですよね。愛知県でも２万3,000人の方が亡くなると。これ新たな指標がまた国から出るのですが、そういう南海トラフ三連動、発生したときに、この場合、クリーンセンターの想定被害はどうなのか。また、震災後の施設が復旧するまでのごみの処理。これ大変ですよね、ごみ。どう考えているか。そもそも今回の予算にそういう災害対策費というのは入っているんですか。

次の質問ですが、安城市の焼却場の建て替え。この前の１月に三星市長の講話を聞いたのですが、朝早くから。これなんておっしゃっていたかと言ったら、市役所と横のホール、これも建て替え200億円ぐらい使いますと。今ある焼却場を建て替えではなくて、外の側だけ使って、中の焼却炉、２基なのですね。１基に76億円ですよ。込み込み、立て直しではないですよ。外の側使って、焼却炉２基、込み込みで200億円。こういう衝撃的なお話があったので、いつかは、ここだっていつかは建て替えあると思うのですね。前は平成19年か17年か、その辺りだったと思いますが、そういうとこで、この刈谷知立環境組合焼却施設の建て替え費用というのは、今からどのように考えているんですかという質問と、これ確認なのですが、今回の予算に、これ多分入っていると思うのですが、議案１号、２号の予算、入っているのですか。

１回目、以上です。

○議長（外山鉱一）

業務課長。

○業務課長（高須孝明）

クリーンセンターにおける包括的運営管理業務委託料につきましては、令和４年度及び５年度は14億円でしたが、令和６年度は、物価の上昇により15億2,900万円となり、令和７年度は14億9,200万円を見込んでおります。契約の中で物価等に大幅な変動があった場合、評価指標に合わせて見直しをすることとなっておりますので、今後も評価指標によって、予算が変動してまいります。

続きまして、地震の関係でございます。南海トラフ地震が発生した場合、刈谷市地震ハザードマップによりますと、クリーンセンターにおいては、震度６強から震度７の地震が想定されています。クリーンセンターは、国の耐震基準に基づき建設されていますので、外壁等の一部に被害が生じる可能性はありますが、倒壊の危険性は低いものと想定されております。組合の施設が被災した場合は、迅速な補修、復旧に努め、ライフライン復旧後、両市の業務継続計画書に基づき、業務を停滞させることなく、施設の早期稼働を行い、その後、速やかに平常時の体制への移行を目指します。復旧までの間のごみの処理につきましては、両市と連携して、ごみの仮置きや被災していない他のごみ処理施設へのごみの処理の依頼などを想定しております。なお、災害対策費につきましては、特に計上はしておりません。当クリーンセンターの焼却施設におきましては、施設の長寿命化を図るため、包括的運営管理業務委託において、予防保全による計画的な点検整備を継続的に実施することで、設備の機能の維持や、性能の低下の抑制に取り組んでおります。そうしたことから、現時

点では建て替えではなく、重要な設備の更新などを行う基幹的設備改良工事による延命化を考えております。

それと、先ほど１号、２号に関係する人件費の改定に関する予算が、今回の予算に入っているかどうかというお問い合わせですが、改定の額を含んだ予算を計上しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（外山鉱一）

上田昌哉議員。

○５番（上田昌哉）

入っているということでいいのですよね。入っているということですね。すみません、日本語が難しくて。

今、ご答弁を聞いて、立派だなと思うのですよ。これは維持管理費が令和４年度14億円で、令和５年度は14億円で、物価が上昇して、令和６年度は１億ぐらい上がったけど、次の年、今度は抑えようと努力をしているわけですよ。これは本当に修繕をこつこつ延命化するためにずっと日頃からやっているし、いろいろなアイディアを工夫して、ここはコストを抑えている。これは非常に御立派だなとすごく思います。

次は対策費入っていないのだと。これは管理者と副管理者ちょっと話し合って、多分これだけの地震ですよ。刈谷の答弁であったのが、刈谷でも400人の方が亡くなる。１万棟倒壊。知立市は分からないですが。だからこれだけ大きな災害が来たときに、多分対策費ないというのは、いかがなものかというのはあるので、これは研究していただきたい。他の地方自治体で、守るために何かやっていることがあると思うのでね。これぜひ、研究調査ですかね、これ、よく言われますけれども、それやっていただきたいということと、これだけの地震があったときに、多分他の市になんか手伝ってよとか、受け入れやってよとか、多分、無理なので、あらかじめ最初からごみの埋め立て地を確保しておくとか、そういう発想で、全て物が止まったときに、ごみ、困るではないですか、皆さん。ごみを収集できる道路があるか分かりませんが、これは本当に南海トラフ、最大級にいつ来るか分かりませんが、ぜひですね、今以上に準備していただきたいなと。本当に延命化、すごくやられていると思います。ここは大規模改修も含めて、特に延命しているし、分別ごみをすることによって、炉の温度を下げれば延命できるわけですから、そういう細かいとこもやっていて、しかしそういう努力をしても、やっぱりいつかは本当に建て替えなければいけないのです。物は絶対壊れるので。

そうなったときに、資金調達ということに関しては、本当に刈谷市民の方の貯蓄率、知立市民の方は知りませんが、多い。すごく多い。だから、今では、昔から刈谷市さんの住民参加型公募債か

ら始まって、いろいろなクラウドファンディングとか、この前ＥＳＧとかやっていましたかね。いろいろな資金調達があるので。市民は、例えば焼却場に関するクラウドファンディングは、絶対お金集まりますよ。お返しなんて、毎回言っていますけれども、10年間交通公園無料パスポートとか、温泉入り放題とか、刈谷市にいっぱいあるのだから、そういうのでお返しすれば、今のうちに建て替えは絶対必要だから、今のうちにお金の資金調達。ここもぜひ、管理者と副管理者、お願いしたいということで、残念ながら、申し訳ないけれども、１号、２号が予算に入っているので、予算に反対でお願いします。

以上です。

○議長（外山鉱一）

山本シモ子議員。

○14番（山本シモ子）

ごめんなさい。議事進行かければよかったのかどうか分かりませんが、私、先ほど余熱ホール管理費のことで質疑をし、要望をし、予算に賛成と表明しましたが、ごめんなさい。人件費等に反対をし、議案に反対をしておりますので、その予算には反対と。態度表明を変えますので、議長よろしくお願いいたします。議員のみなさま、すみません。

○議長（外山鉱一）

ここで、しばらく休憩します。この部屋の時計で11時10分からということで、10分間、休憩を取りますので、よろしくお願いいたします。

午前10時59分　休憩

午前11時08分　再開

○議長（外山鉱一）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

６番　兼子義信議員。

○６番（兼子義信）

では、失礼します。議案第３号　令和７年度刈谷知立環境組合一般会計予算書及び予算説明書、９ページ、２款使用料及び手数料が402万3,000円の減、４款諸収入が1,171万6,000円の減となっておりますけれども、その主な要因について、確認をまずしたいと思います。

○業務課長（高須孝明）

２款の使用料及び手数料が減となった主な理由としまして、ごみ搬入量の減少に伴い、ごみ処理手数料の減で、この傾向が続くことを見込んでおります。

４款の諸収入が減となった主な理由としまして、ごみ搬入量の減少に伴う売電電力料金の減で、

こちらにつきましても、同様に減少傾向になることを見込んでおります。

以上でございます。

○議長（外山鉱一）

兼子義信議員。

○６番（兼子義信）

２款の使用料及び手数料と４款の諸収入が減少している主な理由が、ごみの搬入量の減少によることがよく分かりました。これは、市民のごみ減量に対する意識の向上と繋がっているとも言えますが、ごみの搬入量が減ることで、歳入が減ることに対して、組合としてはどのように捉えているのかお聞かせください。

○議長（外山鉱一）

業務課長。

○業務課長（高須孝明）

ごみ搬入量の減少に伴い、組合としましては、ごみ処理手数料や売電電力料金等が減少することになりますが、両市のごみ減量の施策の推進に繋がっているものと考えております。今後も、売電電力料金や新たな資源ごみの開拓等により、歳入の確保に努めていくとともに、老朽化している施設等の改修などを計画的に行うことで、効率的な運営ができるように努めてまいります。

以上でございます。

○議長（外山鉱一）

兼子義信議員。

○６番（兼子義信）

私としましては、賛成の立場で話をさせていただきますが、最後の質問ですけれども、今後、人口減少、ＳＤＧｓとゼロカーボンシティの推進等により、ごみ行政を取り巻く状況がより変化していくと思われます。ごみの減量は、環境にとって必要でありますけれども、施設運営の収益とのバランスをとるには、例えば、高効率でごみの発電を目指して、最新の技術を導入して、少量のごみでも、今以上に効率よく発電させるなど、考えていかなくてはならないと思われます。

また、単に焼却処理の効率を上げるだけでなく、多角的なビジネスモデルの構築が不可欠であると考えます。今までもご努力に対して感謝し、これからどうしていくかの検討も継続してお願いしたいと思うわけでございますが、今後、自治体による先進事例なども参考にしながら、持続可能な運営方法を模索することが重要だと考えます。人口減少等も進んでいく中で、５年、10年先、どのように運営していくのか。それを見据えた組合の運営をどのように捉えているかを、さらに聞きたいと思います。

○議長（外山鉱一）

業務課長。

○業務課長（高須孝明）

両市によるごみ減量施策の推進により、今後もごみ搬入量の減少は続いていくものと想定されます。現在、組合では、市民生活に密着したごみ処理を安定した施設運営によって維持していくため、今後10年先までの組合運営を見据えた中期計画ビジョンの策定を進めております。その策定委員会におきまして、安定的な維持管理、高効率な機器の導入、温室効果ガスの削減などの施策等を検討しており、その施策等を推進していくことで、安全、安定、安心の施設運営と、循環型社会を支える組合を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（外山鉱一）

城内志津議員。

○８番（城内志津）

議案第３号　令和７年度刈谷知立環境組合一般会計予算について、７点について質疑させていただきたいと思います。

まず、１点目は人件費についてなんですけれども、主要事業の概要の５ページに掲載されているクリーンセンターの包括的運営管理事業の新年度予算が14億9,200万円ということで、先ほど上田議員も質疑してみえましたけれども、今年度と単に比較していきますと、3,700万円ほど減っています。また、７ページに掲載されている余熱ホールの指定管理料は、先ほど山本議員のところでも触れられていましけれども、今年度予算と同じ4,000万円ということで、変わらないわけです。

令和６年度は、公務員の給与月額が平均3.0％引き上げられていますし、100人以上雇用する民間企業の１人当たりの平均賃金の改定率というのも4.1％の中で、人件費がぐっと上がってくるところではないかなと思う中で、こういう委託的なものが下がっているところは、とても人件費はどうなっているのかと、気になるところなのです。クリーンセンターと余熱ホールで働く人たちの給料というのは、正規、非正規ともにきちんと引き上げられているのでしょうか。その点、確認されていますでしょうか、教えてください。もし１人当たりの平均賃金の改定率も、そこまできちんと確認してみえるのでしたら、その点も教えていただきたいと思います。

２点目なんですけれども、障害者雇用についてです。障害者活躍推進計画を策定しているのですけれども、本組合というのは。障害者雇用というのは０なのですよね。しっかりここを実行していかないかということで、１年前の定例会でも質疑しておるところなのですけれども、答弁としては、刈谷、知立からの派遣職員なので直接雇用ではないということと、研修等を通じて障害者雇用の理解に努めるというような答弁でした。国や地方公共団体に関わる障害者雇用率というのは2.8％なのだけれども、今年度４月から0.2％ぐらい引き上げられて、3.0％になっているんです。緩和措置

が取られて、令和８年６月30日までは2.8％守るように示されているところなんです。組合は、障害者雇用促進法の第６条においては、国や地方公共団体には理解促進だけではなく、自ら率先して障害者を雇用することの責務が課せられています。来年度、障害者のある方の雇用というのは実現しますでしょうか。その点についてお聞かせください。

３点目なのですけれども、温暖化対策についてです。第４次刈谷知立環境組合地球温暖化対策実行計画、エコアクションＫＣというものが、今年度策定されたと思うのですよね。過去の質問でそうやってお答えしていますので、今年度策定しているかと思うのですけれども、これが来年度からスタートするかと思います。第３次実行計画との違いについて教えてください。また、平成27年度から令和元年度までの第２次実行計画。今の現行計画の前の第２次の実行計画では、令和元年度における温室効果ガスの排出量の目標量が２万4,428ｔに対して、実績は２万9,928tと、目標を達成することができなかったとあるのです。そういう状況がある中で、今年度までの第３次実行計画での達成状況について教えてください。

次、４点目、情報公開の取り組みについてです。組合関係の情報提供がホームページ等で少なかったことから、情報公開を進めることをこれまで求めてきましたけれども、実際に進めたことがあれば教えていただきたいです。また、来年度さらに公開を進めるものがあれば教えてください。

５点目、予算説明書19ページの２款１項１目一般管理費、印刷製本費23万4,000円についてなんですけれども、ここの費目については、１年前の議会でも取り上げました。この事業費の中に議会資料が含まれていて、事業説明書の内容が少ないため、事業の背景、財源の内訳、前年度の予算比較との増減率や、実績、積算、工事箇所、スケジュール等の基本的な情報を表形式にして提供するよう求めましたが、今回、事業説明のところが予算の推移などが増えていまして、多少ばかりでも改善されたことというのは評価しています。しかし、そのときもお伝えしたのですけれども、知立市の事業説明書は素晴らしいので、倣っていただきたいところなのですけれども、新年度はより詳しい事業説明を期待したいのですが、見解をお聞かせください。

６点目、予算説明書23ページ、３款１項１目クリーンセンター管理費のリサイクルプラザ運営業務委託料578万4,000円についてなんですが、リサイクルプラザの利用状況についてお聞かせください。また、リサイクルの出品点数に対する販売率と、再生補修家具等の出品点数等に対する落札率について、令和４年から令和６年までの過去３年間について教えてください。今年は、現時点で分かるところの時点でお示しいただければ大丈夫です。

最後７点目、予算説明書24ページ、３款１項２目余熱ホール管理費についてなんですけれども、情報公開ですね。私も調べる中でいくつか進んでいるなと思って、そのうちの一つには、この余熱ホールの指定管理者のモニタリングシートを公開してくださっています。ありがたいなと思っています。ここで、だからこそ公開してくださっているから、ここで利用状況というのを確認できるの

です。プールの利用者を見ますと、令和元年度と令和５年度を比較しますと、約４万人減少して、プール利用者はこの４、５年の間で４万人減少して、トレーニングジムなどは約２万2,000人減少しておりました。今年度いかがですか。利用状況について教えてください。その中で課題が出てきているのであれば、教えていただきたいです。

１回目の質疑は以上です。

○議長（外山鉱一）

業務課長。

○業務課長（高須孝明）

まず人件費の関係でございます。クリーンセンターの人件費につきましては、モニタリングを通じて、人件費が増額していることを確認しております。また、余熱ホールにつきまして、こちらにつきましても、人件費の増額を確認しておるところでございます。

続きまして、障害者雇用につきましては、来年度も引き続き、新規雇用の採用する予定はございませんが、障害者に関する理解を深めることができるよう、学習の機会を設けていくことを予定しておるところでございます。

続きまして、温暖化の関係でございます。第３次の温暖化計画につきましては、プラスチックをはじめとするごみが減少しなかったことにより、目標値には達しないと考えているところでございます。

次に、情報公開に関する取り組みにつきましては、昨年度から今年度にかけて新たにホームページに掲載したものとしましては、予算書、決算書、指定管理者モニタリングシートがございまして、今後、新たに公開するものとして、来年度末に中期計画ビジョン、長寿命化計画等を予定しております。

次に、主要事業のことでございます。主要事業については、組合の運営状況や事業の概要を分かりやすくご理解いただけるよう、予算の款項目ごとの主要な事業の概要説明や、年度ごとの予算推移を追加したものでございます。今後も、両市の予算資料を参考にしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、リサイクルプラザの関係でございます。出品した人の販売率、出品点数に対する販売件数は、令和４年度が51％、令和５年度が50％、令和６年度は見込みでございますが、52％を見込んでおります。再生補修家具等の落札率は、出品点数に対する落札点数の割合でございますが、令和４年度が60％、５年度が65％、令和６年度は見込みですが68％を見込んでおります。

プールの利用状況につきましては、令和６年度の令和７年２月末時点で、16万4,582人でございまして、令和５年度の１年間の15万7,431人より多くなっている状況でございます。

以上でございます。

○議長（外山鉱一）

城内志津議員。

○８番（城内志津）

２回目の質疑に入ってまいりたいと思いますが、まず１点目の人件費についてなんですけれども、先ほども少し質疑させてもらったのだけれども、１人当たりの平均賃金の改定率というのを、もし確認してみえたら教えていただきたいのです。増額されたということは、クリーンセンターの方も余熱ホールも、職員さんの賃金が引き上げられたということは確認されているということなんだけれども、実際どれだけ改定されているかという、引き上げ状況というのを確認されていたら教えていただきたいです。公務員や民間企業の方も出ていますので、そういったどれぐらい引き上がっているかという確認も必要かなと思いますので、確認しているかどうかだけでいいので、教えていただきたいです。

この人件費のところで２回目の質疑になってまいるんですけれども、予算説明書の23ページの、またちょっと別の事業なんだけれども、リサイクルプラザの運営業務委託料の578万4,000円なんですけれども、ここにはリサイクルプラザの運営の委託先のかりや消費者生活学校と、シルバー人材センターの人件費も含まれておりますが、新年度は引き上げられているのか確認していますか。ここも、１人当たりの平均賃金の改定率を確認されているかどうかについて教えてください。

２点目、障害者雇用のところなんですけれども、なかなか職員の数が以前も答弁があったけれども、10名ということで少ない枠の中でなかなか障害者雇用の枠が広がらないところが理解もしつつ、やはりこういった計画を持っていますので、少しでもやはり新規採用ということを考えていくべきではないかなと思うんです。障害者活躍推進計画は、本組合の計画では、取り組み内容として五つの項目がありますが、そのうちの一つに、国等による障害者就労の施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進することが挙げられていますが、来年度これに関する取り組みがあれば教えていただきたいです。この計画というのは、期間としては５年なんですけれども、今年度末で計画期間を終えるわけです。来年度からの計画は策定されていますか。策定されているかどうか教えてください。策定されているのであれば、いつ公表されますかというところをお答えいただきたいと思います。

３点目の温暖化対策についてなんですけれども、答弁いただけなかったのが、今年度、計画しているのが第４次実行計画で、前回の第３次実行計画との違いについて教えてください。特徴はあるのか、第４次の何か変わった点があれば教えていただきたいです。また、第４次実行計画の中では、温室効果ガスの総排出量及び削減の目標値について、どのような数字をはじき出してみえるのかというところを、今の時点で出ているのなら、教えていただきたいなと思います。

また、これは来年度の取り組みに関することですけれども、その目標値が出てくるわけですから、

新年度、温室効果ガスの削減の目標値に向けて、どのような取り組みをするのかお聞かせください。

４点目はいいです。

５点目もありません。大丈夫です。情報公開で、取り組みの説明をしていただいたことは感謝しておりますので、引き続き継続して、情報公開に努めていただきたいと思うところで、２点は必要ありません。

６点目なんですけれども、リサイクルプラザの運営業務委託料のところです。先ほどリサイクル品に対する販売率と再生補修家具の出品点数に対する落札率について、過去３年間、教えていただいて、それぞれやっぱり半分か半分強ぐらいというところなんですよね。これが高いのか低いのかというところが、この３年間のコロナ禍とコロナ後のところが分からないので、コロナ以前と同水準に戻っているのかというところを教えていただきたいですし、販売率と落札率について、当組合がどう捉えているのか見解をお聞かせください。

最後７点目、これは余熱ホール管理費なのですけれども、来年度、利用促進や満足度を上げるための新たな取り組みがありますかというところで、お聞かせいただきたいです。現在の指定管理者に選定する際の評価点のところで、マルシェの開催が提案されていましたが、来年度は開催されますかというところを具体的にお聞きしたいです。

以上です。

○議長（外山鉱一）

業務課長。

○業務課長（高須孝明）

賃金につきましては、特には確認はしておりませんので、お願いいたします。また、リサイクルプラザ及び再生補修家具関係の委託につきましても、特には確認しておりませんが、毎年、予算計上のときに、委託の見積徴収をしていまして、きちんと上げていただいているところと理解しておるところでございます。

温暖化計画でございますが、第４次実行計画は、国のマニュアルによりますと、第３次の実行計画の内容から変わらないものと聞いております。引き続き、第３次実行計画の内容を盛り込みながら、第４次実行計画を策定していっているというところでございます。ＣＯ２の新たな取り組みにつきましては、来年度から知立市のプラスチックの回収や、新たに始めました衣装ケースなどの新たなごみの発掘など、両市と連携してごみの減量化を進めてまいります。

続きまして、障害者雇用の関係で、物品の新たな購入等の具体的な予定は、現在立っているところではありません。次期の雇用計画につきましては、現状を踏まえながら、国等の指針等も参考にしながら策定しておるところでございまして、年度初めにはホームページへの掲載を予定しているところでございます。

リサイクルプラザの落札等の関係につきましては、コロナ前に戻ってきているところでございまして、この落札率をどう認識しているかということにつきましては、今までごみとして処分されるようなもの、あるいは家庭で使われなくなったというものを、こちらで販売することで、ごみの減量につながりますし、また、購入していただける方につきましても、物を大切にする意識や、リサイクルの理解を深めることに繋がっているものと認識しております。

あと、プールの関係でございます。余熱ホールの利用者満足度を向上させる取り組みとしましては、令和６年度におきましては、電子チケットサービスの導入、最新のトレーニングジム機器の導入、１階受付カウンターのリフォーム、デジタルサイネージの導入などにより、施設の環境を向上させたほか、親子で逆上がり、健康リズム体操などの、新たなイベントを実施するなどしております。また、ペットボトル工作を通じて、リサイクルのことを考えるイベントにより、環境啓発の取り組みも実施しております。令和７年度につきましては、計画段階ではございますが、スクール生の成果の発表の場となる大会のようなイベントの開催、環境啓発イベントの拡大等を計画しているところでございます。その後、その発展として、マルシェの実施に繋げていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（外山鉱一）

８番　城内志津議員。

○８番（城内志津）

丁寧にお答えいただきまして、ありがとうございました。３回目なので、これで討論に入っていくんですけれども、答弁漏れというところは、３点目の温暖化対策のところで、第４次実行計画のＣＯ２の排出量の目標値及び削減割合、今の時点で数字があれば教えていただきたいので、それを答弁していただきたいなというところです。では、先に討論に入らせていただくんですけれども、議員、管理者、副管理者の報酬等については、他の組合を調べて見直しの検討を行うこと。また民間事業者の賃金については、１人当たりの平均改定率を確認する必要があるのではないかいうこと。組合の情報公開を進めることは評価しておりますので、今後もさらに進めていただきたいということ。事業説明書については、事業の内訳や内容など、より詳しい情報を期待していますということ。新年度、やはり温暖化対策の取り組みが遅いと思いました。両市と連携して、ごみの減量に努めるということなんですけれども、減量に努める中で、もっと具体的に分別の新たな取り組みなど、もっとスピード感を持って示されるということを期待しておりましたので、その点ですね、取り組みを増やすように指摘しておきます。

以上のことを指摘した上で、組合議会としても、温暖化対策というのは喫緊の課題ですので、リサイクル率の高い自治体を視察するなど、本組合の運営とか取り組みを後押しする必要があるので

はないかということを申し述べておきます。

また、リサイクルプラザの販売率や落札率を向上させるための取り組みについては、余熱ホールの指定管理者と連携して、フリーマーケットを開催すること、現行のリサイクルプラザの売買や入札のやり方では参加しにくい人や、買い手が見つからなかった品物、落札できなかったとか、販売できなかった、売れ残ったものはご本人が引き取っていますので、そういったことは処分されている部分も多いかと思うので、さらにそういったものを知ってもらうことで、より必要な人が現れて、購入してもらえる機会なのではないかということを提案したいと思います。新年度予算にはこうした評価や期待できる取り組みがあるものの、先ほど議案第１号、第２号で反対しました議員等、管理者、副管理者の報酬等の引き上げ分が含まれていることと、報酬額についてはそもそも引き下げる、あるいは廃止してもよいのではないかと考えているため、反対とします。

以上です。

○議長（外山鉱一）

業務課長。

○業務課長（高須孝明）

次期計画におけるＣＯ２の目標値につきましては、令和６年度のＣＯ２排出量の実績を次期計画の基準値としますので、ＣＯ２排出量を算出後、速やかに令和11年度の目標を定め、計画を策定いたします。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（外山鉱一）

ほかに質疑、討論もないように思われますので、これで質疑、討論を終わります。

これより採決します。

一部に反対意見がありますので、これより起立採決します。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者　起立〕

○議長（外山鉱一）

起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（外山鉱一）

しばらく休憩します。

午前11時38分　休憩

午前11時49分　再開

○議長（外山鉱一）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

議員２名から議員提出議案第１号　刈谷知立環境組合議会個人情報保護条例の一部改正についてを提案されたいとの申出がございますので、日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（外山鉱一）

異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第１号の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

しばらく休憩します。

午前11時50分　休憩

午前11時51分　再開

○議長（外山鉱一）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議員提出議案第１号　刈谷知立環境組合議会個人情報保護条例の一部改正についてを議題とします。

提出者代表より本案の説明を願います。

○議長（外山鉱一）

提出者代表。

○１番（揚張慎一）

提出者を代表しまして、議員提出議案第１号　刈谷知立環境組合議会個人情報保護条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、第１条において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、同法第２条に新たに第８項が新設されたことに伴い、項番号が順次繰り下げられることに対応するもの、第２条において、令和４年６月17日に公布されました刑法等の一部を改正する法律により、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されたことに伴い、用語の改正を行うものです。

改正の内容についてでありますが、第１条の改正内容は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の第２条に新たに第８項が新設されたことに伴い、第２条第

10項にある引用先を同法第２条第８項から第９項に改めるもの、第12条表中にある引用先を同法第２条第９項から第10項に改めるもの、その他、条文を整理するものでございます。

第２条の改正内容として、第53条から第55条までの規定中、懲役を拘禁刑に改めるものです。

附則の第１項は施行期日で、第１条は令和７年４月１日、第２条は令和７年６月１日から施行するもの、第２項は経過措置で、第２条の規定による条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例によるとするものです。

提案理由といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い必要があるからであります。

以上で説明を終わります。

どうか皆様方の満場の御賛同をいただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（外山鉱一）

ただいまの説明に対する質疑、討論を行います。

山本シモ子議員。

○14番（山本シモ子）

ただいま、議員提出議案として提出されました個人情報保護条例の一部改正についてのみになっていますが、この中には、第２条の刑法の一部改正、施行が６月１日とするということも含まれておりますので、先ほどの休憩中の質疑の中でも理解ができないなということは投げ掛けて、ご理解くださいと言われましたが、実は理解はできませんよ。苦しゅうないということなのか、よきにはからえということなのか。議員提出議案は、当局が提出するという。提案はきちんと提出議案としてありましたので、このように、いろいろどのように運ぶかということを考えあぐねての提案だったのだろうなと思います。議会運営委員会がないというのは、そもそも議会として構成されているところなので、臨時でもなんでも、一回開くことも必要だったものではないかということを改めて聞いていて、なかなか理解に行き届かないということを改めて申し上げます。

それでは、議案提出議案第１号　刈谷知立環境組合議会個人情報保護条例の一部改正についてという提案に対して、私はそもそも刈谷市議会では12月議会で刑法の一部改正、こういう提案があり、私はそこで疑義が残るということで反対を表明しております、ということを前提に述べます。この懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑。こういうふうに変わるのね、刑法がということだけで捉えていいのかどうかということです。拘禁刑が創設されたと。それでは、この法改正というのが、2022年６月に、自民、公明、日本維新の会、国民民主党などの賛成で、可決はされています。犯罪に係る処罰や更生の機会に与えることに係る法改正によるということです。先ほども述べました、刈谷市議会は12月議会に上程されて、私は反対を表明したということを述べました。この拘禁刑を創設し

て、何がどう変わるのかです。これまでの禁錮とか処罰をなくして。それは、受刑者の作業や更生への指導等を盛り込むようなことに上っ面ではなっていますが、その受刑者、刑務所にいる皆さんですね。受刑者の皆さんはどうしているかというと、そこで働く刑務官の職員との、国会での審議の内容ですけどもね、受刑者自身は社会復帰に意欲があるとして取り組んでいますよと、何か上からいろんなことを述べなくても、のせつけなくても、それぞれ受刑者の皆さんは社会復帰ができるよう努力していくと刑務職員が述べているという国会での審議があります。いわゆる拘禁刑というのは、表向きは受刑者の更生、再生などと言っておりますが、人間性の否定になる恐れがあるのではないかということが、ここで問われてきます。義務付けなければならないとする、更生が図られないなどの事例は、更生に対して義務付けなければならないなどという事例はないとしていることも、刑務職員からの国会でのそういう解明なども注視しなければならないのではないか。なぜ法改正が必要なのかに対して、政府は答えられないということも見えてきています。まともな答弁ができていない。でも、受刑者の皆さんの人間の尊厳を踏みにじるかのような拘禁刑というところにはいくということになるのではないでしょうか。

刑法の改正で、最も待たれるのは袴田巌さんの冤罪を見るときに、検察が再審法の改正がここでずっと問われているのですが、再審法の改正は、検察が握る全ての証拠開示などを盛り込むことを急がなければならない。袴田巌さんの裁判で、無罪の判決でそのことがさらに露呈したということを、改めて述べておきます。日本の司法のあり方などにも繋がる、危惧するということを受け止めながら、この問題に向き合っていかなければならないと思うところです。

そもそも個人情報保護条例の一部改正による拘禁刑の創設に疑義があるっていうことを再度述べて、議員提出議案第１号に反対します。

以上です。

○議長（外山鉱一）

ほかに質疑、討論もないように思われますので、これで質疑、討論を終わります。

これより採決します。

一部に反対意見がありますので、これより起立採決します。

本案について原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者　起立〕

○議長（外山鉱一）

起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（外山鉱一）

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

これをもちまして、令和７年第１回刈谷知立環境組合議会定例会を閉会します。

午後０時01分　閉会

会議録署名議員

刈谷知立環境組合議会議長　　外　山　鉱　一

刈谷知立環境組合議会議員　　岩　城　道　雄

刈谷知立環境組合議会議員　　柴　田　　勝